平成２３年（フ）第１７号
三重県津市久居緑が丘町２丁目18番地４、前住所三重県伊賀市上野桑町1659番地
破産者　永井　敬三
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第３９９５号
兵庫県伊丹市鴻池４丁目13―10、住民票上の住所兵庫県伊丹市荻野３丁目120番地
破産者　大屋　安代
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７１号
岡山県倉敷市児島塩生4436番地
破産者　入江　文男
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１３０７号
広島市佐伯区三筋１丁目４番24―３号
破産者　兼綱かおり（旧姓栗栖）
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９８号
盛岡市つつじが丘22番９号
破産者　松坂　　塁
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５６号
岩手県一関市千厩町千厩字梅田34番地２
破産者　今野　憲明
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第６１号
宮城県加美郡加美町字鹿原谷地袋９番地
破産者　工藤　政敏
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
宮城県大崎市古川塚目字石名坂113番地５
破産者　佐々木義昭
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎円鏡寺後11番地
破産者　阿部　早苗（旧姓栗原）
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第４号
宮城県栗原市若柳字下畑岡大畑313番地
破産者　瀬戸　　剛
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第４号
秋田県雄勝郡羽後町西馬音内堀回字元城165番地
破産者　和田　薫嗣
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第６１号
秋田県湯沢市小野字清水川85番地
破産者　佐々木久雄
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１３１号
山形県寒河江市本楯1131番地　チェリーピア21Ｂ―１の103号室、住民票上の住所山形県東置賜郡高畠町大字糠野目2432番地
破産者　鈴木　裕一
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０１号
山形県天童市老野森１丁目５番16号　２階、前住所山形県東根市神町中央１丁目７番22号
破産者　本堂　寿子
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１３号
山形県寒河江市元町４丁目４番地の１
破産者　遠藤　守保
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９４号
群馬県太田市岩松町137番地１
破産者　戸谷　鷲江
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１１７号
群馬県伊勢崎市境三ツ木226番地23
破産者　戸谷　誠次
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１６６８号
神奈川県綾瀬市早川2605―13、住民票上の住所神奈川県綾瀬市吉岡東５丁目５番41―302号
破産者　土居本一郎
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３８号
神奈川県高座郡寒川町一之宮１丁目16番38―202号
破産者　村井隆藏こと　朴　　正圭
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部